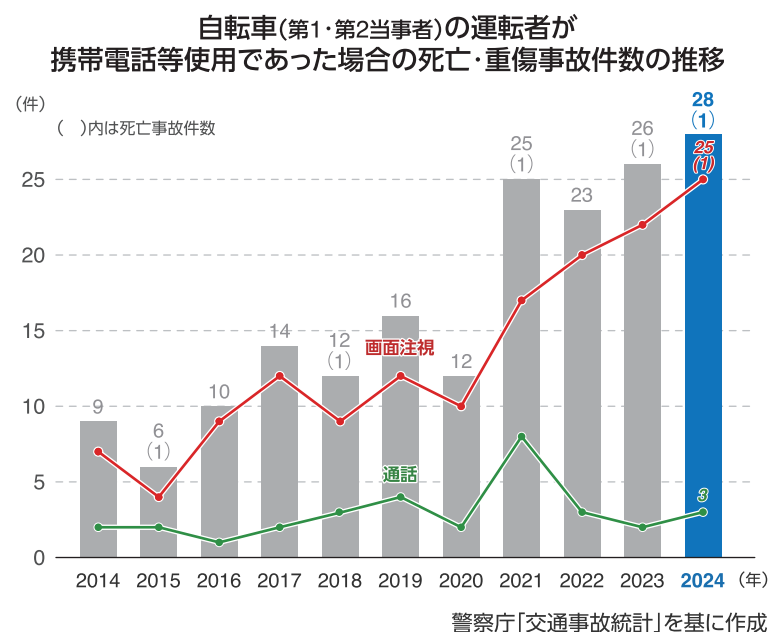


# 「ながらスマホ」による 交通事故件数が増加しています



警察庁の統計によると、2024年中の自転車(第1当事者(過失が重い者)又は第2当事者(第1当事者以外の者)となった交通事故(自転車関連事故)は67,531件ありましたが、携帯電話等を使用していた場合の死亡・重傷事故件数は増加しており、特に「画面注視」の割合がその大半を占めています。



## 自転車運転中の「ながらスマホ」に 新しく罰則が整備されています

2024年11月から、自転車運転中にスマホで通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」が道路交通法により禁止され、罰則が強化されました。なお、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車のホルダーに取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されています。

違反者は、  
**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、  
**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



あなた自身だけでなく、周囲を危険にさらす迷惑行為

自転車運転中の

**「ながらスマホ」**

は禁止されています！



2024年11月1日の道路交通法改正により  
罰則が強化されました

自転車運転中の「ながらスマホ」はダメ、絶対！！



安全運転をつくろう。  
自動車安全運転センター  
<https://www.jsdc.or.jp/>

ながらスマホの  
危険性を確認！！